

矢野さんを中心に準備書面を苦労して作り、徹夜で仕上げてきた。しかし、国の無茶な主張や裁判所の姿勢に抗議するため、止むをえ

ず提出を見合せたことを諒解してほしい」と報告。全員が原告団の奮斗に共鳴し、こんごの粘り強い斗いを誓い合って散会した。

愛媛県知事選挙 やっと四選はたした白石知事 八西の「反原発票」に青い顔

1月15日行われた愛媛県知事選挙では、四選を目指す白石知事が圧勝し、実質的に信任投票で終ると予想されていた。しかしフタをあけると、「準備期間24日」といわれていた菅原辰二氏（無所属、社会党推せん）が予想外に善戦し、次の得票数が示すように、苦しい四選であった。

白石 380,455

菅原 213,978

元岡（共） 56,009

県下108万人の有権者数からすると、白石知事の信任率は35%にすぎず、白石県政が「不信任されたといつても過言ではない」（日刊新愛媛）という有様。

とくに八幡浜市と西宇和郡よりなる八西地方では「白石離れ」の傾向は特にいちぢるしい。同地方では、前回にくらべ、白石票が、5656票も減り、逆に反白石票が6199票も増えた。伊方原発にとくに関係の深い三市町の得票数も、このことを示している。

白石票	八幡浜市	保内町	伊方町	
今回	9,376	3,545	2,796	
前回	11,616	4,000	3,387	
△2,240	▲455	▲591		

反白石票	今回	8,477	2,439	1,681
	前回	5,255	1,705	1,120
	△3,222	△734	△561	

白石票のこうした激減ぶりは、八西地方の

有権者が原発推進の県政に強い拒否反応を示し、原発以外に何もやっていないという不満があらわれたものと見られている。現に、1月17日付の毎日新聞は、「白石知事自身が『原発があったからね』と、伊方原発三号機増設による反白石ムードを認めている」と報じ、おとなしいと定評のあった八西の人たちが、白石県政にはっきりと抗議の意志を示したことを見付けていた。（南海日日新聞の記事から引用させていただきました。）

会計報告 ('83.1/12~2/8)

収入

会 費	75,000
ニュース購読料	66,000
カンパ	22,000
計	163,000

支出

ニュース印刷代	16,000
郵送料	9,770
振替手数料	700
資料費	12,000
複写リース代	14,300
計	52,770

差引

積立金合計	603,819
-------	---------

伊方訴訟ニュース

第114号

1983年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル）
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112, 口座 大阪 48780

2号炉第15回公判

住民側が国と裁判所に厳しく抗議 予定した書面の提出、陳述も取りやめ

2月4日、暖冬で松山地裁の前庭も春の日ざし。約100キロ離れた三崎町はじめ、八西の各地から原告と支援の住民が、マイクロバスやマイカーで、元気な顔をそろえる。松山市民の会や愛媛大学、それに高松や大阪からの支援の人たちも加え、傍聴席はほぼ満席。

被告席には、いつものように、『何もしない指定代理人たち』10数人が並ぶが、エースの川勝検事は欠席。国側のただひとりの訴訟代理人として、一号炉裁判で、やや調子外れながら勉強ぶりが目立っていた高津弁護士も、根負けしたのか新人と交替。

定刻の10時すぎに開廷。被告国側は数日前に、「これ以上の原告の求釈明をやめさせ、早く主張をまとめるように催促せよ」との高飛車な「意見書」（次頁以下に掲載）を提出していた。

裁判長は、そのことにふれないまま、原告席に向って、「何か提出する書面があるのですか」と問い合わせた。それをきっかけに、原告住民側と国、裁判所との間で、以下のようないわゆる応酬が約1時間半にわたって続いた。

住民 その前に、前回提出した求釈明の書面に対する返事はどうなっているのか。

裁判長（被告席に向って）どうなっているのか。

国 「意見書」に書いた通りである。

住民 一切答えないということか。

国 裁判所が必要だといえばやる。

住民 前回、安全審査に用いた資料の一覧表を出すといったでないか。

裁判長（書面を示して）これはもらってないのか。（以下4頁左に続く）

控訴審第22回公判

3月4日（金）午前10時30分
高松高裁6階大法廷

9ヶ月ぶりに再開される法廷では、「スリーマイル島原発事故は無関係、審理を打切れ」との被告国側の恥知らずな要求と、原告住民側の明快な反論との緊迫した対決が予想され、裁判所がどう判断するか注目されている。

奮って支援傍聴を！

（前号で、2号炉第15回公判の期日2月4日を、2月18日と誤って通知しましたことをお詫びします。）

被告国側意見書

昭和五三年(ウ)第二号

伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)
許可取消請求事件

原告 川口 寛之

ほか二八名

被告 通商産業大臣

昭和五八年二月四日

被告指定代理人

並木 茂

ほか二二名

松山地方裁判所民事第二部 御中

伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)
許可処分(以下「本件許可処分」という。)
の取消しを求める本件訴訟は、昭和五三年六
月九日に訴えが提起されて以来、既に約四年
半の歳月を経過し、一四回に及ぶ口頭弁論期
日を重ねてきたのにもかかわらず、いまだ原
告らから本件許可処分の違法事由についての
具体的な主張が何らなされておらず、争点の
整理が全く行われていないという極めて異例
な状況の下にある。

被告は、右のような状況に鑑み、本件訴訟
における審理を軌道に乗せその促進を図るべ
く、訴訟の進行についての意見を述べる。

一 昭和五三年六月九日に提起された本件訴
訟は、同年九月一日に第一回口頭弁論期日
が開かれ、被告は、答弁書において、原告適
格に関する本案前の主張を行うとともに、本
案についても、本件許可処分の適法性を明ら
かにしたところであった。

しかしながら、本件許可処分の違法事由に
関する原告らの訴状及びこれに引続く準備書
面における主張は、TMI事故等に関連した、

原子力発電に対する漠然とした不安の記述、
起り得ない事態を前提とした仮想的記述、
本件原子炉の設置をめぐる政治的ないし政策
的事柄についての主張、過去における本件發
電所一号炉(以下「伊方一号炉」という。)
あるいは他の原子炉の故障等の存在の單なる
指摘、原子炉設置許可に際しての判断事項で
はない事柄に関するもの等が多く、争点を整
理し審理を進めるにふさわしい具体的な違法
事由の主張が何らなされていないというに等
しいところから、被告は、本件許可処分の取
消訴訟にふさわしいものとして適切に論点の
整理がなされ、本件訴訟における審理の円滑
な進行に寄与する等の観点から、その準備書
面(一)において、本件訴訟における審理の対象
となり得る事項についての整理を行うとともに
に、審理のあり方等について被告の見解を述
べ、これに引き続きその準備書面(二)ないし(五)に
おいて、本件許可処分の適法性に関し、本件
許可申請が原子炉等規制法(ただし、昭和五
二年法律第八〇号による改正前のもの。)二
四条一項各号所定の許可基準に適合すると
した判断の根拠につき、論点となり得ると思料
される事項を体系的に整理したうえ、詳細か
つ具体的に主張し、所要の立証も行ってきた
ところである。

しかるに原告らは、本件許可処分の違法事
由を具体的に主張する前提として、右被告の
答弁書及び準備書面の内容で原告らが理解し
難いもの等について釈明を求めたいとして、
昭和五六年八月五日付け準備書面以降同五七
年八月二十五日付け準備書面に至るまで四回に
わたり多項目にのぼる求釈明を内容とする準
備書面を提出し、これに対する被告の準備書
面(六)ないし(二)における釈明を得ながら、同年

一〇月二〇日の第一四回口頭弁論期日に至っ
てもなお、更に求釈明を内容とする準備書面
を提出し、同期日における、原告らにおいて
本件許可処分の違法事由を具体的に主張する
ようにとの裁判所の指示にもかかわらず、本
人訴訟であること等に藉口し言を左右にして
これを回避しようとしたところである。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告
らにおいて本件訴訟を真摯に遂行する意思を
有するものであるとするならば、貴重な時間
と労力の空費を避け、審理の円滑な進行を図
るためにも、現段階において、本件許可処分
の違法事由を具体的に主張するべきであり、
かつ、これを主張することについて格別の支
障はないというべきである。

二 すなわち、原告らの過去四回の準備書面
における求釈明をみると、求釈明の対象とさ
れた事項は、本件許可処分に際しての安全審
査の内容に関連する事項を中心として、前記
答弁書及び準備書面における本件許可処分の
原子炉等規制法二四条一項各号所定の許可基
準適合性に係る被告の主張全般にわたるもの
であり、その総数は、延べ一〇〇項目を優に
越えるものであった。これに対し、被告は、
これら求釈明事項の各個について検討を加え、
その準備書面(六)ないし(二)において既に、本
件訴訟の審理の円滑な進行を図るとの観点か
ら有用と思料される事項については懇切なる
釈明を行ってきた(ことに原告らが強い関心
を示すTMI事故に係る求釈明については、
準備書面(九)によって、TMI事故の本件安全
審査の合理性との関連における意義を詳細に
明らかにした。)ところであり、かつ、釈明
の要をみない事項についても、およそ求釈明
として論外であると思料される事項を除いて

は、本件訴訟における適切な論点整理に資す
るとの観点から、逐一、釈明を行わない理由
を付してこれに対応してきたところである。
また、右求釈明事項は、被告の答弁書及び準
備書面を精読すれば釈明をまたず自ら明らかな
事項や本件安全審査と関係のない事項が極
めて多いことが特徴的であり、かつ、このよ
うな傾向は、求釈明を重ねるにしたがって一
層顕著なものとなってきておりといわなければ
ならない。このことは、原告らの前記昭和
五七年一〇月二〇日付け準備書面における求
釈明事項についても同様である(のみならず、
同書面における求釈明においては、被告提出
の書証(原子炉安全専門審査会の報告書—乙
第四号証)の記述を断片的に抽出しその説明
を求めるにすぎないものが、その主要な部分
を占めるに至っていることが指摘されなければ
ならない。)。

しかし、昭和五六年八月五日付け原告
準備書面によれば、原告らは、既に右準備書
面提出の段階において、被告答弁書及び同準
備書面(一)ないし(五)について、専門的な学者の
意見をも踏まえつつ詳細に検討した結果本件
原子炉が安全であるという確認ができなかっ
たとし、かつ、その理由について逐次主張し
ていく旨主張していること、更には、原告ら
は本件原子炉と同型炉である伊方一号炉の設
置許可処分の取消訴訟における主張を本件訴
訟においても十分に参考とし活用できるもの
であること(いうまでもなく、原告らのうち
一三名は右訴訟の当事者であり、また、右訴
訟の一審判決は容易に入手し得るところであ
る。)等を併せ考えれば、原告らは、現段階
において、もはや徒らに求釈明を繰り返すこ
とをやめ、審理を軌道に乗せるべく、本件許

可処分の違法事由を具体的に主張すべきであり，かつ，これについて格別の支障はないものと考えられる。

にもかかわらず，原告らが何らこれを行おうとせず漫然と長期間にわたって求釈明に終始することは不可解なところであって，原告らにおいて真摯に本件訴訟を遂行する意思を有するものであることについて疑いを容れる余地がないとはいえないということができる。三 以上のことから，被告は，今後における応訴方針として，原告らの求釈明に対しては，裁判所におかれて，民訴法一二七条の法意に照らして相当なものとして個々的に指定される事項に限り，釈明を行うこととともに，裁判所におかれては，原告らに対し，本件許可処分の違法事由につき，可及的速やかに具体的な主張をすべく，強く指揮されるよう希望するものである。

(1頁から続く)

国 裁判所の指示に従って，事実上の文書として裁判所にだけ提出した。

住民 前回に裁判長は，釈明もどんどんやりながら主張をまとめてほしい，と云われたので，努力して一部の準備書面を今日は作ってきた。しかし，やればやるほどむつかしく，分らないことが次々に出てくる。国は，主張を早くまとめると云うが，すぐにでもできる国が，五つの書面を作るのにどれだけかかったのか。

裁判長 求釈明は続けていただき結構だから，そろそろ，違法の点を具体的に述べてほしい。

住民 前回に尋ねたことも，本当に分らないから尋ねた。国は，安全だということを住民にも分るように説明するのが当然ではない

か。PR館でジュースを飲ませても，住民は納得していない。

裁判長 違法を具体的に主張してもらわないといつてこれ以上進まない。完全なものでないから出してほしい。

住民 国側は，全部主張したというが，準備書面の合計は，たったの126頁。分らないのは当然でないか。なのに「意見書」は何だ。この不届きな意見に対して裁判所から，批判が聞けると思っていたのに。今日は準備書面を持ってきたが，こんな国の態度では，これから審理も進まないだろう。

住民 「意見書」に，「原告らは真しにやる意志があるのか」とあるが何ごとか。全く逆だ。2号炉が放射能を出しながら，どんどん続けることで困っているのは私たちで，あなた方は何も困らないから，まじめに対応しないのだ。前回の釈明に答えてほしい。

住民 シロウトの云うことだからと，強引に押し進めるという態度のあらわれだ。その証拠の一つが，先日の「公開ヒアリング」だ。新聞にも「猿芝居」と書いてある。また，放射性廃棄物の投棄が，太平洋の人たちの反対で行き詰っていると新聞に出ていたが，科学的な根拠を説明できるのか。もう一つ，美浜原発の所長が自殺かけた……。

裁判長 ここは，原発のことなら何でも云えるという場ではない。被告が主張しているように，安全審査の対象に限って議論できるということを考えてほしい。

住民 そう云ってもらっては困る。そもそも，「公開ヒアリング」で本当のことを云っておれば裁判などやる必要もない。2号炉ではヒアリングさえなかった。また放射性廃棄物についての質問も突飛でない。私たちが住

民感情をのべると裁判長は止めるが，住民の云っている意味をよく考えてほしい。

裁判長 主張を具体的に書面で出してもらわないと，釈明が必要かどうか判断できない。

住民 何か被告の云うことが裁判進行の基底になっているように聞こえる。国側は，いっただい，何が答えられないと云うのか。

住民 裁判長は私たちの主張がはっきりしないと云うが，原子炉規制法の24条1項の「災害上支障が無いこと」というのに違反していると，はっきり云ってきてている。

裁判長 それを具体的に指摘した書面を出してほしい。

住民 前回の書面に対する答はどうなる。

裁判長 今日は，その判断を留保する。

住民 裁判長のこれまでのやり方は，まるで子供をあやすやり方だ。一步出ると三歩までと云い，三歩でると十歩までと，ある方向に導こうとしている。被告が，釈明のすべてに裁判所の判断が必要という，原告を愚ろうとした「意見書」を出してきていたり，すべて後回しとはどういう指揮なのか。

住民 裁判長は前回，主張をまとめるのに時間がかかるだろうと公判をのばし，その間でも，どんどん釈明して下さいと云われた。けしからん「意見書」が出たが，裁判所を信じて，一応書面は用意してきたのに。

裁判長 あまり大声を出さないように。

傍聴席 大声は地声だ。

裁判長 地声でもつぶしんでほしい。求釈明は，あとどれだけあるのか。

住民 まだまだ出るだろう。書面を出しながらやるから，いいだろう。

住民 常識で考えて，126頁の書面で全

部答えられるはずがない。裁判長は我々に，抽象的だ，と云いながら被告に何も云わないのはおかしい。「お前らの書面は抽象的」という判断を，判決でもないのに云うのは，全く公正を欠いている。

また前回，川勝さんも口頭で答えると云っている。我々の求釈明が「意見書」より先に出ているのに，どうして答えないのか。

住民 ほんとは，裁判官を変えてほしいのだが，それを云うとまた長びくので辛抱している。

裁判長 釈明が必要かどうか次回に判断を示す。釈明の必要なことから書面にまとめてほしい。

住民 手の内を明かすことになるが，実は次回には地震・地盤の書面を考えていたが，前回の返事がないと書けない。

裁判長 今日用意してきた書面を出してほしい。

住民 原告にとって，きわめて不利な訴訟指揮だと思う。裁判長は前回の約束を破り，「意見書」の通り，こんご一切の釈明を裁判所に委ねるという無茶なことを認めるのか。

住民 この通り，42頁の準備書面と20数点の証拠を用意しているが，提出するかどうか相談させてほしい。

(20分間休廷後再開)

住民 相談したが，書面提出には反対が強いので本日は見合わせたい。できるだけ早く次回を開いてほしい。それまでに私たちの態度もきめておくので。

裁判長 どうしても日が取れないので，次回は5月27日(金)にしたい。

開廷後の総括集会で原告団から「80才の